

令和6年5月17日
金融庁

「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正（案）に関するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[電子情報処理組織による申請等に関する告示](#)」等の一部改正（案）につきまして、令和6年3月25日（月曜）から令和6年4月24日（水曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、特段のご意見はございませんでした。ご検討いただいた皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。このほか、本件とは直接関係しないご意見もお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

具体的な改正の内容については、[別紙1～28](#)をご参照ください。改正の概要については、[パブリックコメントを開始した際の公表資料](#)もご覧ください。

2. 適用日

本件の告示等は、本日付で適用されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙1、2）企画市場局総務課（内線3645、3520）

（別紙3）企画市場局企業開示課（内線3661）

（別紙4～28）監督局総務課（内線3399）

▶ お問い合わせの内容に応じて、上記のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

【告示】

（別紙1）[電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部改正](#)

（別紙2）[内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部改正](#)

【ガイドライン】

（別紙3）[「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」の一部改正](#)

【監督指針・事務ガイドライン等】

（別紙4）[「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙5）[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙6）[「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙7）[「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正](#)

（別紙8）[「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙9）[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙10）[「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙11）[「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙12）[「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙13）[「清算・振替機関向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙14）[「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

（別紙15）[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）」の一部改正](#)

相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

▶ [金融サービス利用者相談室](#)

▶ [金融行政モニター](#)

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ [金融庁ソーシャルメディアアカウント](#)

▶ 関連リンク

 [証券取引等監視委員会](#)

 [公認会計士・監査審査会](#)

- (別紙16) [「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係）」の一部改正](#)
- (別紙17) [「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 10 特定金融会社等関係）」の一部改正](#)
- (別紙18) [「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係）」の一部改正](#)
- (別紙19) [「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）」の一部改正](#)
- (別紙20) [「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 15 登録講習機関関係）」の一部改正](#)
- (別紙21) [「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）」の一部改正](#)
- (別紙22) [「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）」の一部改正](#)
- (別紙23) [「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項」の一部改正](#)
- (別紙24) [「労働金庫電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項」の一部改正](#)
- (別紙25) [「農業協同組合法に定める特定信用事業電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項」の一部改正](#)
- (別紙26) [「水産業協同組合法に定める特定信用事業電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項」の一部改正](#)
- (別紙27) [「農林中央金庫電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項」の一部改正](#)
- (別紙28) [「商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項」の一部改正](#)

なお、本件のうち一部の監督指針については、行政手続法第39条第4項第8号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していません。

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセスF S
A
(金融庁広報誌)